第3　地域産業資源活用事業に関する事項

1　基本的な考え方

地域産業資源活用事業は、地域産業資源が有する品質、機能、歴史的・文化的背景、認知度等の見えざる資産を有効に活用して、中小企業者が自らの商品や役務を特徴付け、それを新たな需要の開拓につなげていく事業である。

地域産業資源活用事業を実施するに当たっては、中小企業者が自らの強みと弱みを認識し、当該地域産業資源のみならず、当該中小企業者固有の技術やノウハウ等の経営資源や外部の資源を有効に活用して、消費者等に価値を提供していくことが重要である。

2　地域産業資源活用事業の内容に関する事項

(1)　地域産業資源活用事業の基本的な内容

地域産業資源活用事業は、法第二条第三項に示すとおり、次の①から④までのいずれかに該当するものである。

①　地域産業資源である農林水産物又は鉱工業品をその不可欠な原材料又は部品として用いて行われる商品の開発、生産又は需要の開拓

ここで、「(地域産業資源)をその不可欠な原材料又は部品として用いて行われる」とは、当該商品の品質、機能、効用等にとって欠かすことのできない原材料又は部品として当該地域産業資源を活用することを指す。

②　地域産業資源である農林水産物又は鉱工業品に係る生産活動を利用して行われる役務の開発、提供又は需要の開拓

ここで、開発、提供又は需要の開拓の対象となる「地域産業資源である農林水産物又は鉱工業品に係る生産活動を利用して行われる役務」とは、農林水産物又は鉱工業品の生産者による地域産業資源の生産行為そのものを指すのではなく、観光客等に対してかかる生産行為の体験をさせることや、消費者等に対して農林水産物又は鉱工業品の生産、使用方法等を開示・実演し、当該農林水産物又は鉱工業品の機能、性能等を実感させること等を内容とする役務を指す。

③　地域産業資源である鉱工業品の生産に係る技術を不可欠なものとして用いて行われる商品の開発、生産又は需要の開拓

ここで、「鉱工業品に係る技術を不可欠なものとして用いて」とは、当該商品の品質、機能又は効用等にとって、当該技術を欠くことのできないものとして用いることを指す。

④　地域産業資源である観光資源の特徴を利用して行われる商品の開発、生産若しくは需要の開拓又は役務の開発、提供若しくは需要の開拓

ここで、「観光資源の特徴」とは、当該資源が観光客を惹き付ける要素として他の地域の同種の地域産業資源と顕著に異なる性質のことを指す。例えば、歴史的・文化的背景や形状、意匠、景観、自然条件等において特徴を有し、観光における重要な要素として認識されているものが該当する。

また、「観光資源の特徴を利用して」とは、観光資源が存在することによる集客力や知名度のみを利用することではなく、当該観光資源の特徴を自らが提供する商品や役務の品質、機能又は効用等の要素として有効に利用するものを指す。

(2)　地域産業資源活用事業における需要の開拓

「需要の開拓」は、当該事業を行う者が自ら地域産業資源を活用して開発若しくは生産を行う商品又は開発若しくは提供を行う役務を対象とするものに限定されるものではなく、当該事業を行う者以外の事業者が開発若しくは生産を行う商品又は開発若しくは提供を行う役務を対象とするもの（以下「需要開拓型事業」という。）も含まれる。

需要開拓型事業については、次に掲げる事項に該当する必要がある。

①　地域産業資源を活用して開発若しくは生産が行われる商品又は開発若しくは提供が行われる役務の販路を開拓・拡大するため、当該商品を開発若しくは生産する中小企業者又は当該役務を開発若しくは提供する中小企業者に対し、当該商品・役務の需要の動向に関する情報を提供し、当該商品・役務の開発・改良・改善のための提案や援助を行うものであること。

なお、ここでいう「需要の動向に関する情報」とは、単に市場の動向に関する一般的な情報を提供するだけでなく、当該商品・役務に対する消費者の志向に関する個別具体的な情報を提供するものである必要がある。

②　需要の開拓の対象となる主な商品・役務並びに当該商品・役務において活用されることとなる地域産業資源及びその地域を特定すること。

(3)　地域産業資源活用事業が行われる地域の考え方

地域経済の活性化につながる形で地域産業資源活用事業を促進する観点から、当該事業において活用する地域産業資源に係る地域において生産又は提供が行われることが必要である。

(4)　地域を挙げた取組と多様な主体との連携

地域産業資源を活用した地域ブランドの育成・強化により地域経済の活性化を図るためには、地域を挙げた取組が必要であり、市町村による3の(5)の③の「ふるさと名物応援宣言」の下で、複数の中小企業者が連携して地域産業資源活用事業を実施することが重要である。また、中小企業者の限られた経営資源のみでは事業の円滑な実施に困難が生じることも想定されることから、他の中小企業者との連携を図るとともに、中小企業者以外の多様な主体の知見・視点をいかすことができるよう、大規模事業者や大学、研究機関、支援団体等の協力を求めることも重要である。

特に、地域産業資源を活用した商品・役務の販路の開拓に当たっては、全国・海外の販売ネットワークを有する小売事業者等の協力を得ることも重要である。

したがって、地域産業資源活用事業計画の作成に当たっては、これらの協力が得られるよう、国、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）、4の(1)の①の地域の支援事務局、関係機関等とも連携しながら検討が進められることが望ましい。

(5)　地域産業資源活用事業計画の認定に当たっての評価基準及び評価体制

①　基本的な評価基準

イ　地域産業資源の活用

地域経済の活性化への寄与という観点から、地域産業資源の特徴・強みをいかした創意ある商品・役務の開発や販路の開拓の取組により、当該地域産業資源を活用した商品・役務のブランド力が高まるとともに、当該地域産業資源の認知度も高まることで、これを活用する地域の他の中小企業者等の事業活動の促進及び競争力強化に寄与することが必要であり、その程度は当該事業を評価する際の重要な考慮要素である。

ロ　新たな需要の開拓の見通し

地域経済の活性化への寄与という観点から、地域産業資源活用事業が商品や役務に対する新たな需要を開拓するものであることは、当該事業を評価する上での重要な要素である。したがって、地域産業資源活用事業として需要の開拓を行う場合のみならず、商品の開発若しくは生産又は役務の開発若しくは提供を行う場合においても、市場ニーズ・市場規模、競合する商品・役務との相違点等を適切に把握した上で、当該事業によって新たな需要の開拓が図られる見通しが示されていることが必要であり、その程度は当該事業を評価する際の重要な考慮要素である。

ハ　地域を挙げた取組と関係事業者、関係団体等との連携

地域を挙げて地域産業資源を活用したブランド化に取り組み、域外での需要の開拓につなげる観点から、地域産業資源活用事業計画の評価に当たっては、市町村による3の(5)の③の「ふるさと名物応援宣言」の対象となっているか、複数の中小企業者の連携による事業であるか、地域の関連事業者や関係団体等、域外の販路を有する小売事業者、地域産業資源活用支援事業者等との適切な連携を行っているかどうかということも、重要な考慮要素である。